2026 年 10 月 1 日

あかし市民広場

BOOK MARK SQUARE

ご利用案内

はじめに

あかし市民広場は、市民の憩いと交流を促進し、さらには中心市街地等への回遊を促す拠点として整備されました。

「あかし市民広場」（以下、「広場」という。）の使用については、魅力的な空間づくりのため、広場が整備された趣旨および本利用案内の内容を十分にご理解いただきますようお願いします。

なお、この利用案内は、2026 年 10 月 1 日時点のものです。今後変更する場合がございます。

1．開館時間等 について

（1）営業日：年中無休

※施設および設備等の点検実施時などに、広場を臨時休館する場合があります。

（2）貸出時間：午前 9 時～午後 9 時　※貸出時間には、イベントの準備・撤去等も含みます。

（3）使用区分：全日・午前・午後・夜間

※ あかし市民広場の開館時間は、午前 7 時から午後 10 時までです。日をまたぎ広場を連続して使用する場合の会場管理は、主催者が責任をもって実施してください。なお、午前 7 時から広場の使用を開始するまでの間、また使用終了後から午後 10 時までの間については、事前に管理計画を作成していただきます。

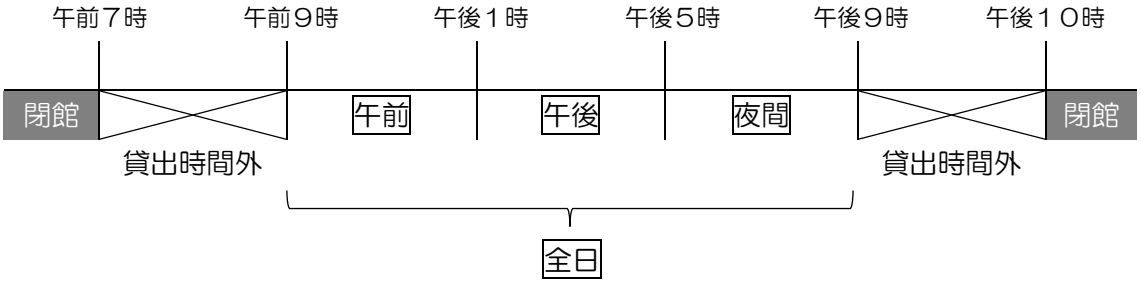

2．貸出エリア区分と受付期間について

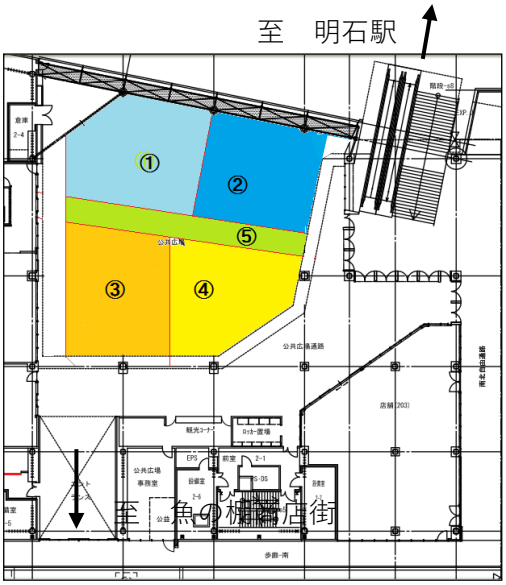

（1）全面使用　　（①～⑤ 498 ㎡）

（2）1／2 面使用　　（①＋②駅側 226 ㎡
③＋④海側 232 ㎡）

（3）1／4 面使用　　（①駅西側 118 ㎡、②駅東側 108 ㎡、
③海西側 114 ㎡、④海東側 118 ㎡）

※⑤エリアのみの貸出はありません。
※⑤エリアは全面使用時のみ使用可能です。

■申請開始日と受付期間■

全面使用・・・使用希望日の６か月前の月の初日（１日）から、使用日の１ヶ月前まで

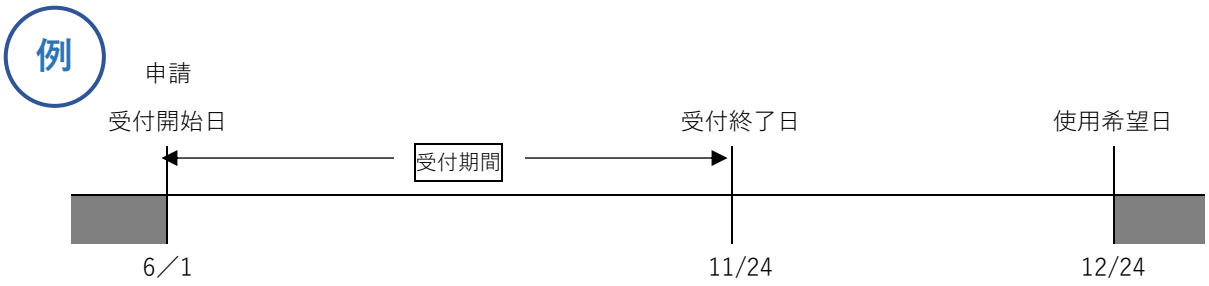

全面エリア使用日抽選会について

毎月初日（１日）に６か月先の申請受付が開始されることに伴い、抽選会を実施します。

◆実施日：毎月初日（１日）　※1 月のみ 1 月 4 日

◆抽選会場：あかし市民広場事務所

◆抽選会受付時間：午前 9 時～午前 9 時 30 分

●日程によっては申請できない場合があります。あらかじめご了承ください。
●午前 9 時 30 分までにお越しいただけない場合は抽選会に参加できません。
●使用希望日の重複があった場合、抽選により選定します。
●抽選会実施日の通常受付は正午より開始します（1/2 面・1/4 面使用も含む）。

1／2 面、1／4 面使用・・・使用希望日の５か月前の月の初日(１日)から、使用日の１ヶ月前まで

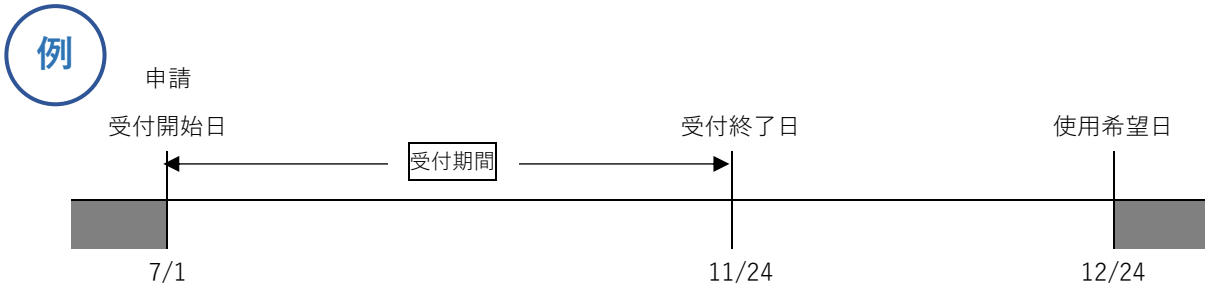

※一区分（時間帯）での利用は１団体（個人）に限ります（１/２面等の同時利用はできません）。

3．使用料について

■営利を目的とする場合■

使用区分		午前	午後	夜間	全日	※超過金額
		9:00-13:00	13:00-17:00	17:00-21:00	9:00-21:00	1時間当たり
全面使用	平日	38,700 円	38,700 円	38,700 円	96,600 円	14,500 円
	休日	46,400 円	46,400 円	46,400 円	115,900 円	17,400 円
1／2面使用	平日	25,000 円	25,000 円	25,000 円	62,400 円	9,400 円
	休日	30,000 円	30,000 円	30,000 円	74,900 円	11,300 円
1／4面使用	平日	12,700 円	12,700 円	12,700 円	31,800 円	4,800 円
	休日	15,300 円	15,300 円	15,300 円	38,100 円	5,800 円

※休日：土曜・日曜・休日および 12 月 29 日～1 月 3 日

■営利を目的としない場合■

使用区分		午前	午後	夜間	全日	※超過金額
		9:00-13:00	13:00-17:00	17:00-21:00	9:00-21:00	1時間当たり
全面使用	平日	9,700 円	9,700 円	9,700 円	24,200 円	3,700 円
	休日	11,600 円	11,600 円	11,600 円	29,000 円	4,400 円
1／2面使用	平日	6,300 円	6,300 円	6,300 円	15,600 円	2,400 円
	休日	7,500 円	7,500 円	7,500 円	18,800 円	2,900 円
1／4面使用	平日	3,200 円	3,200 円	3,200 円	8,000 円	1,200 円
	休日	3,900 円	3,900 円	3,900 円	9,600 円	1,500 円
部分使用（1㎡毎）	平日	100 円	100 円	100 円	200 円	100 円
	休日	100 円	200 円	200 円	300 円	100 円

※休日：土曜・日曜・休日および 12 月 29 日～1 月 3 日

■営利・非営利について■

<table>
<tr><th>主催者（使用団体）</th><th>イベント内容、使用目的等</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>①国および地方公共団体
②公益法人等への明石市職員の派遣等に関する規則別表第１に定める組織
③明石市内の校区まちづくり組織</td><td>内容は問わない</td><td>非営利</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④上記以外</td><td>Ⓐ 物品販売（手作り市、フリーマーケットなど含む）
Ⓑ 企業（個人事業などを含む）等の PR
・商品展示・商品説明・商品発表・販売促進・勧誘行為
・無料体験・無料相談など
Ⓒ 政治活動、宗教活動（講演、演説を含む）
Ⓓ 来場者から入場料、受講料等これらに類するものを徴収する場合
Ⓔ 出演者から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合</td><td>営利</td></tr>
<tr><td>上記のうち、①・②からの補助金、出資等がある事業又は明石市の行政計画等に記載されている事業、その他市長が特に必要と認める事業など</td><td>非営利</td></tr>
<tr><td>Ⓕ サークル活動、個人活動など
（例：作品展示会、コンサート、発表会、ボランティア活動など）
Ⓖ Ⓔにより得た収入が支出（広場利用料金などイベント実施に関する必要経費）と均衡、又は収入が支出を下回る事業であると認められた場合
【別途、収支計画書等の提出が必要です】
Ⓗ チャリティ活動を主目的とする場合
（下記３項目を満たす必要があります）
①市の政策目的に合致した事業内容であること
②チャリティ活動がイベント使用面積の半分以上を占めていること
③チャリティ活動で得た金銭については、広場利用料金相当額を除く全額を寄付等に充当すること
【別途、収支計画書等の提出が必要です】</td><td>非営利</td></tr>
</table>

※営利を目的としない場合（非営利）での利用をご希望の場合は、内容確認のため、主催者（申請者）にヒアリング等を行い決定しますので、あらかじめご了承ください。

■附属設備の使用料■　附属設備は全面使用時のみ使用できます。

附属設備	単位	使用料１回につき
大型ビジョン（一式）	１回	8，０００円
デジタルサイネージ（一式）	１回	２，０００円
倉庫（パントリー　室内設備一式）	１回	１，０００円

※　午前・午後・夜間の使用区分をそれぞれ１回とし、全日の場合は、３回として計算します。

◆大型ビジョン【全面使用時のみ使用可能】

大きさ約 ２２０インチ（幅約４８００ｍｍ×高約２７００mm）で、イベントのライブ映像やイメージ映像等を流せます。また、大型ビジョンを使用された場合、大型ビジョン下に設置している昇降バトン（幅約 6m）や、８６インチモニターの使用が可能です。

◆デジタルサイネージ　【全面使用時のみ使用可能】

大きさ約 60 インチ（幅約７４０ｍｍ×高約１３２０ｍｍ）です。
動画、画像等を流せます。
詳細については「**ご利用案内付録**」をご覧ください。

◆倉庫（パントリー）【全面使用時のみ使用可能】

IH コンロ（２基)、イベント用給排水設備、冷蔵ショーケース、コンパクトフリーザーなどが備え付けられています。
当広場の使用に際して保健所等への許可申請及び届出は、使用者の責任と負担において行ってください。万が一、届出不備のため使用不可となった場合、当広場は一切の責任を負いません。
また、許可を伴うものについては、許可書の写しを提出してください。

４．申込み手順について

①事前相談

・来所または電話、ＦＡＸなどで市民広場の概要や使用方法などについてお気軽にお問合せください。

②仮予約

・「使用したい日・使用時間区分・貸出エリア区分」の空き状況を電話等でご確認ください。なお、貸出エリア区分によって、仮予約・申請開始日が異なります。
ＦＡＸでのお問い合わせをご希望の方は、「お名前・イベント概要・連絡先・使用したい日・使用時間区分・貸出エリア区分」を記載の上、ＦＡＸ番号（０７８－９１８－６１９２）へ、ご送信ください。
・ご希望の日程が空いていた場合、仮予約が可能です。**仮予約期間は２週間となります。**

※　2026 年より明石市公共予約システムのサイト(https://k6.p-kashikan.jp/akashi-city/)からも予約できるようになりました。

③申請

・仮予約後、２週間以内に「あかし市民広場使用許可申請書兼明石市公共施設予約システム利用者登録申請書」とイベント企画書またはイベント概要が分かる書類を提出してください。仮予約から ２週間を経過し申請書の提出が無い場合、仮予約を取り消しますのでご注意ください。
・原則、連続して５日間を超えての使用はできません。
・同一名義又は同一イベント（内容が類似するものについても同一イベントとみなします）で申請期間に休日が含まれている場合は、申請件数に制限があります。（明石市が主催・共催する事業は除きます。）
・申請書の提出は、申請内容確認のため、原則窓口での受付となります。

申請件数には制限があります

●１ヶ月間の申請件数は、１件のみとなります。
●休日における年間（毎年４月～翌年３月末まで）の申請件数は、４件のみとなります。
※休日とは、土日休日及び１２月２９日～１月３日とします。
※代表者が同じ団体は、同一名義とみなします。
※申請後のキャンセルについても、１件とみなします。

④ 使用料支払 ▶ ⑤ 許可書の交付 ▶ ⑥ 打ち合わせ ▶ **開催当日**

④料金支払

・申請書提出後、内容審査を行います。審査後「あかし市民広場申込内容確認書」と「納付書」を交付します。内容審査には２週間程度を要しますので、あらかじめご了承ください。
・納付書に記載された納付期限までに使用料を指定金融機関の窓口で納付するか、あかし市民広場の窓口へお持ちください。
・納付期限までにお支払いいただけない場合は、申請を取り消します。
・お支払いは原則前納となります。
※納付期限が使用日の１か月未満の場合については、窓口で納付いただくか、指定金融機関の窓口での納付したことを示す納付書の写しをメール又はＦＡＸにて事務所までご連絡ください。

⑤許可書の交付

・使用料の納付確認後に「あかし市民広場使用許可書」を交付します。

⑥打ち合わせ

・打ち合わせは、事前予約制になります。
・打ち合わせは、１回以上行います。

【１回目の打ち合わせについて】

・１回目の打ち合わせは、原則イベント開催日の１か月前までに実施します。
※イベント開催日まで１か月以内の場合は、申請書の提出と同時に打ち合わせをお願いします。
・１回目の打ち合わせを行う際は、次のものをご持参ください。
●イベント実施計画書（主催者名と連絡先、イベント内容、予定来場者数、搬入・設営・イベント・撤去・搬出のスケジュールや、当日の現場責任者のお名前と連絡先・スタッフの人数、安全計画などが記載されているもの）
●会場レイアウト図
●出展（主演）者リスト（物販の場合はレイアウト図と連動した出展位置、屋号、販売品目、連絡先が分かるものを必ず記載しているもの）
●あかし市民広場貸出備品リスト
・１回目の打ち合わせでは、ご持参いただいた書類をもとに打ち合わせを行い、必要に応じて関係機関（消防署・保健所・警察・税務署など）への届出や確認をお願いすることや、イベントスケジュールやレイアウトの変更をお願いする場合がありますので、変更可能なものをお持ちください。
・レイアウトやスケジュールなどのご相談も承ります。

【イベント開催日の２週間前まで】

・関係機関（消防署・保健所・警察・税務署など）に届出を行った場合は、許可証や届出書の写しを提出してください。
・電気機器を使用する際は、使用位置と使用器具、使用器具の電圧（ワット数）が分かるものを提出してください。
・車両を使用した搬入・搬出を行う場合は、荷捌き使用承認申請書を提出してください。
・本打ち合わせ以降、あかし市民広場から指示のあった事項以外の追加・変更はできませんので、ご注意ください（取り消しは可能です）。

５．広場の使用に関する条件について

音楽を用いるイベント

●音響備品や楽器などを使用する際は、１回目の打ち合わせの際に相談をお願いします。

●当広場は、図書館（パピオスあかし４階）や医療モール（パピオスあかし３階）と吹き抜けで隣接しています。また、待ち合わせや通り抜けで利用する方も多数いるため、利用の際は音量の上限を設けています。

●**音量の上限は８０デシベルです。当広場の受付カウンターで計測した音量が８０デシベルを超えた場合や、８０デシベル以内の場合でも、パピオスあかし内の施設、来館者から苦情が寄せられた場合は、音量を下げていただくなどのご対応をお願いする場合があります。本対応にご協力いただけない場合は、イベントを中止していただく場合があるほか、今後のご利用をお断りする場合があります。この場合の損害について当広場は、一切の責任を負いません。**

●音楽演奏を行う場合は、1/4 面以上の使用に限ります。ただし、先に予約済みの賃貸借利用者がいる場合は、利用者の同意が必要です。

●通常時に広場内で流しているＢＧＭや大型ビジョン放映中の映像音を消音する場合は、大型ビジョンを使用していただきます。

●著作権が存在する音源を使用する場合は、使用者の責任と負担において**著作権管理団体（JASRAC 等）の許可**を得てください。（JASRAC 大阪支部 **TEL：06-6222-8261**）

【音響】【映像】【照明】等の操作について

●**音響・映像・照明等の操作は、使用者に行っていただきます。（音響ワゴン・映像ワゴン・照明スイッチの設営は当広場で行います）**

●音響ワゴン、映像ワゴンを使用する際は、故意または過失による破損時の修理費用が高額になることから、保険加入を推奨します。

●無線マイクは全面使用時のみ貸出可能となります。

●無線マイクを使用する際は、イベント中のバッテリー切れを防ぐ為、各使用者に電池を準備していただくことをお勧めしています。（無線マイクはマイク１本につき単三電池２本を使用します）

調理行為（飲食物販売、提供含む）のあるイベント

●提供内容、調理方法等については、**必ずあかし保健所生活衛生課（TEL：078-918-5425）に事前に相談を**し、適切な営業許可・届出等について適正に手続きを実施してください。また、手続きをした際には、事務所へコピーを提出してください。

●酒類の販売を行う場合は、事前に明石税務署へご相談ください。（明石税務署 **TEL：078-921-2261**）

●**広場内で調理を実施する場合は、電気機器を使用**してください。また、使用する器具（ワット数含む）

を打ち合わせ時に必ずご連絡ください。

火気等の使用について

●**広場内では、裸火の使用は禁止されています。**
また、屋内のため大量に煙が発生するものもご利用いただけません。

【裸火の例】

プロパンガス、カセットコンロ、ストーブ、線香、ろうそく、お灸、クラッカー、はんだごてなど

※電気式の加熱機器等は使用可能な場合がありますので、１回目の打ち合わせの際にお問い合わせください。

備品について

●**使用される使用エリア区分によって貸出備品に使用上限数があります。**

●利用上限のある備品については広場スタッフにお問い合わせください。

●備品の仕様、数量等については「**あかし市民広場ご利用案内付録貸出備品一覧表**」をご覧ください。

搬入搬出について

●原則として、一般エレベーターやエスカレーターを使用した荷物の搬入・搬出はできません。

●搬入路を通る際は、一般利用者の方を優先し事故などに注意してください。

●**詳細は別紙「搬入・搬出の手引き」を必ずご確認ください。**

原状回復について

●**使用後は原状回復（ゴミの持ち帰り、汚れた床などの清掃、備品等の返却等）をしてください。**

●撤去完了後、原状回復の最終確認を広場職員が同行し実施します。

警察・消防への届出について

●下記条件にあてはまる場合、明石警察署へ自主警備計画書の提出のご連絡をお願いいたします。

【自主警備計画書の提出対象行事】

〇500 名以上の来場が見込まれるもの　〇アルコールの提供があるもの

〇アイドルの無料のライブ等多数のファンが集合する可能性の高いもの

●また、自主警備計画書の提出を要する場合は、合わせて明石市消防局警防課（TEL：078-918-5271）にも事前にご相談ください。

通路の確保について

●広場でイベントを開催する際は、広場の東側または西側の非常口に通じる幅１.８メートル（タイル幅３枚分）の通路を必ず設けてください。

●物販や展示会、相談会を開催する際の通路については、上記の通路を必ず設けるとともに、その他の通路については幅１.２メートル（タイル幅２枚分）としてください。

●観覧席を設けるイベントについては、前後の座席間隔を６０センチメートル（タイル幅１枚分）以上空けて設置してください。

●イベント開催中は、広場西側の自動ドア（ジュンク堂側自動ドア）付近の通路に観覧者が滞留することがないよう注意してください。この場所に観覧者が滞留した場合、混雑による通行支障が生じ、エスカレーター利用者の転倒事故につながる恐れがありますので、混雑する場合は必ず誘導スタッフを配置し、観覧者の滞留解消と通路の確保に努めてください。

設営・撤去について

●あかし市民広場を通行する人への安全に配慮し、広場貸出範囲よりタイル 1 枚分内側にブース等を設置してください。

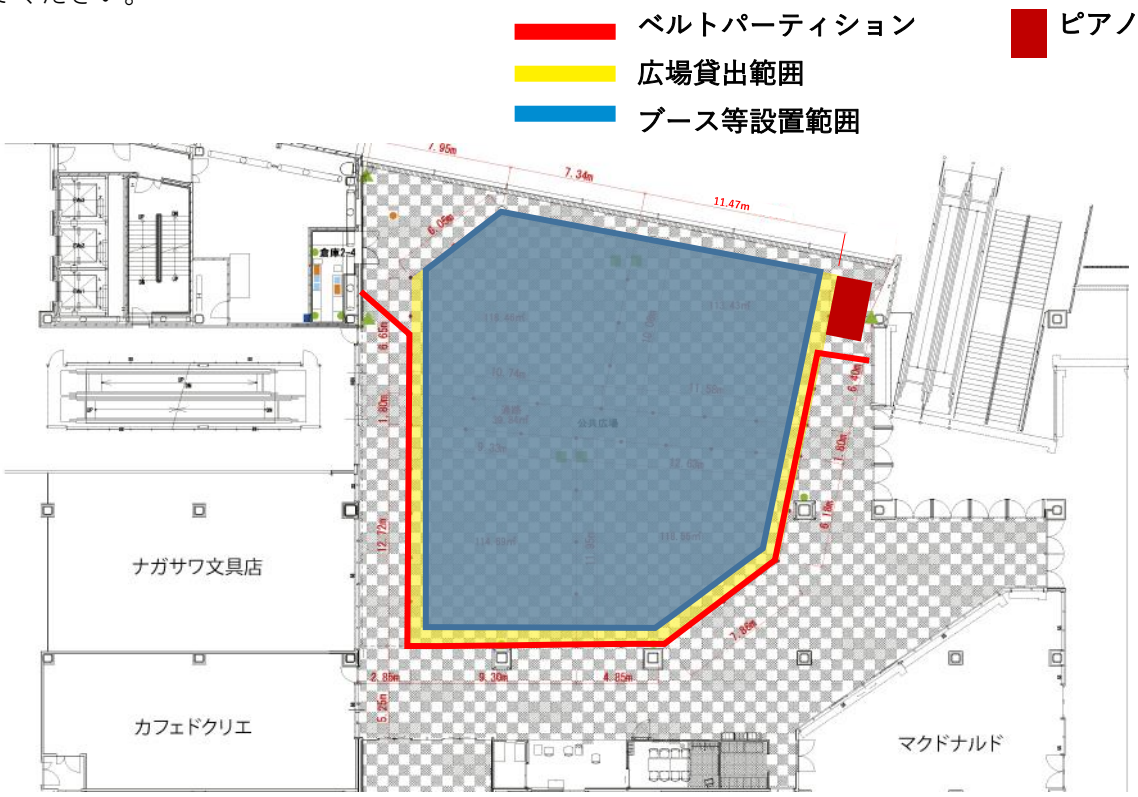

●貸出備品等の設営・撤去等は使用者自身でお願いします。なお、設営・撤去を行う際は、必ずベルトパーティションを使用し、通行者の安全確保を図ってください。

●**前日に準備を希望される場合は、前日の使用申請が必要です。**

●展示用パネル、簡易ステージなど大型の備品を組み立てる際は、備品が倒れる危険性があるため、安全に配慮し必ず 2 人以上で実施してください。

●床埋込電源使用時は、転落防止等の安全管理上、電源 BOX 蓋を空けたままにする、または空けた蓋を放置することは絶対にしないでください。

●電源コードなどは足がひっかからないように必ず養生シートなどで安全対策を実施してください。

●設営・撤去の際には床面、及び壁面等を傷つけないよう、注意して行ってください。

6．使用内容の変更について

・使用申請を行い、許可を受けたイベント等について、内容を変更したい場合は、使用許可の変更申請が必要です。その際は、必要書類（すでに許可を受けている場合は、許可書）を添えて提出してください。
・変更申請の内容を確認後、変更内容に問題がない場合は、変更許可書を交付します。
・使用時間の延長、使用面積の拡大などの変更をする場合は、追加の使用料が発生します。

7．使用の取り消し（キャンセル）について

・申請完了後に使用の取り消しをする場合は「あかし市民広場使用取消・使用料還付申請書」の提出が必要です。なお、電話、メールなどによる取り消しはお受けできません。
・取り消しを申請された日によって納付していただいた使用料を還付できる場合があります。詳細は下記の表をご参照ください。
・還付が発生した場合、還付方法は口座への振り込みとなります。
なお、還付まで１か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■還付額■

使用取消を申請した日	還付額
使用日の３か月前まで	納付済み使用料の全額
使用日の３か月前の前日から 30 日前まで	納付済み使用料の８割
使用日の 29 日前から７ 日前まで	納付済み使用料の５割
使用日の６ 日前から前日まで	納付済み使用料の２割
使用日の当日又は連絡がない場合	還付はありません

9．厳守事項

■禁止行為■

あかし市民広場では、次に掲げる行為を禁止しています。

① 法令又は公の秩序又は善良な風俗を害する行為
② 広場・設備等をき損又は汚損する行為、またき損又は汚損させる恐れのある行為。
③ 他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為。
④ 許可なく火気を使用する行為。
⑤ あかし市民広場の通行の妨害となる行為。
⑥ 許可なくはり紙又ははり札を行う行為。
⑦ 大音量、振動、悪臭等を発生させるなど周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為。

⑧　暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員（以下「反社会的勢力」という。）による使用。
⑨　反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資する行為。
⑩　許可のない物品販売、募金、掲示、印刷物の配布、イベント記録以外の撮影、またはこれに類する行為。
⑪　非常時における避難の際に支障となる囲い、ついたてその他の物品を設置すること。
⑫　ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
⑬　許可なく動物を持込む行為。（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）
⑭　許可を受けた場所以外の場所を施設管理者の承諾なく使用すること。
⑮　許可を受けた設備以外のものを使用すること。
⑯　承諾を受けないで附属設備や備品を所定の場所以外に持ち出すこと。
⑰　申請時の使用内容・目的と異なる行為をすること。
⑱　当広場の使用権の全部または一部を第三者へ譲渡・転貸すること。
⑲　その他、施設管理者が管理・運営上、不適当と認める行為。

■使用の制限■

次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可とします。また、イベントの実施中に当該行為が確認された場合、強制的に使用を中止していただくことがあります。なお、この場合に生じた損害については、当広場は一切の責任を負いません。

①　あかし市民広場条例、あかし市民広場条例施行規則又は使用許可の条件に違反して広場等を使用したとき、または、違反して広場等を使用するおそれがあると認めるとき。
②　偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
③　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
④　広場・設備等を汚損、破損させる恐れのあると認めるとき。
⑤　他の使用許可を受けた者の使用に支障が生ずるおそれがあると認めるとき。
⑥　その他使用を不適当と認めるとき。
⑦　その他あかし市民広場の管理上支障があると認めるとき。
⑧　その他あかし市民広場を公益（選挙等）に使用する場合、使用許可後であっても、使用範囲を調整させていただき、縮小していただく場合があります。

１０．使用許可の取消し

使用許可後においても、「**9．厳守事項　■使用の制限■**」の記載事項に該当する場合は、使用許可を取り消しする場合があります。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、当広場はその補償の責任を負いません。

１１．損害賠償及び免責

① 使用者及びイベント来場者・作業員等の関係者が当広場及びその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、使用者にその損害額を賠償していただきます。

② 広場使用に伴う人的・物的事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当広場は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

③ 当広場の附属設備・機材等の故障等によりお客様の初期の目的が達成されない場合であっても、当広場は使用料の返還以上の損失補償はいたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ

◆　あかし市民広場事務所　◆

受付時間：9 時～17 時（年中無休）

〒673-0891 兵庫県明石市大明石町 1 丁目 6 番 1 号　パピオスあかし 2 階

TEL：078-918-9750　／　FAX：078-918-6192

http://akashi-hiroba.jp/